

岩手県監査委員告示第28号

監査結果の公表（平成28年岩手県監査委員告示第42号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年7月7日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 商工労働観光部観光課
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成28年7月8日
 - (2) 本監査実施日 平成28年8月19日
- 3 監査結果の公表の日 平成28年10月4日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>(1) 県営建設工事の契約に当たり、契約保証金に係る事務処理が不適当なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>(2) 県営建設工事の契約に当たり、工期等の設計内容が不適当なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>(3) 補助金の交付に当たり、補助金交付申請書受理後相当期間経過してから交付決定しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、留意改善を要する事項が多数に及んでおり、また、前年度監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものもあることから、組織的なチェック体制を再構築するなど、有効な対策を講じられたい。</p>	<p>(1) 契約保証金の徴収に当たっては、契約保証金に関するチェックリストを作成し、適正な事務の執行に努めることとした。</p> <p>(2) 県営建設工事の契約に当たっては、契約同時に複数職員による確認を徹底するなど、組織的なチェック体制を強化し、適正な事務の執行に努めることとした。</p> <p>(3) 補助金の執行に当たっては、全体の事務分担を見直したうえで、受付時から複数職員で対応し、事務量の分散化を図るなど、再発防止に努めることとした。</p> <p>繰り返し発生した不適切事例については、チェックリストの作成、事務の繁閑に応じた事務量の分散化、文書回覧等により組織内での情報共有を徹底するなど、組織的なチェック体制を強化するとともに、再発防止に努めることとした。</p>